

長野市交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域づくりに関する活動、社会福祉に関する活動、生涯にわたる学習活動その他地域における多様な活動の場を提供するとともに、住民の教養及び地域文化の向上に資する事業を行うことにより、住民の交流及び主体的な活動を促進し、もって地域の活性化及び住民の福祉の増進に資するため、センターを別表第1のとおり設置する。

2 センターに、分館を別表第2のとおり設置する。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民の交流の場の提供に関すること。
- (2) 住民の教養及び地域文化の向上に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げるセンター（以下「指定管理者が管理するセンター」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

- (1) 長野市長沼交流センター
- (2) 長野市篠ノ井交流センター及びその分館

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理者が管理するセンターの利用の許可に関する業務
- (2) 第3条に規定する事業に関する業務
- (3) 指定管理者が管理するセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 指定管理者が管理するセンターの効用を増加させる自主事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が定める業務

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるとき又は指定管理者が必要があると認めて市長の承認を受けたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるとき又は指定管理者が必要があると認めて市長の承認を受けたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第8条 センター（指定管理者が管理するセンターを除く。）を利用しようとするものは市長の許可を、指定管理者が管理するセンターを利用しようとするものは指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、市長又は指定管理者は、必要な条件を付けることができる。

（利用時間）

第9条 センターを利用することができる時間は、1回の利用につき4時間を限度とする。ただし、4時間を超えて利用することについてやむを得ない事情があると市長又は指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定によるセンターの利用時間には、準備又は撤収に要する時間を含むものとする。

（利用の制限）

第10条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を拒否し、退館若しくは退室を命じ、又はその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他利用が不適當であると認められるとき。

（使用料）

第11条 次の各号に掲げる目的以外の目的に利用するためセンター（指定管理者が管理するセンターを除く。）の利用の許可を受けたものは、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があるとき認めるときは、使用料を減免することができる。

- (1) 地域づくりに関する活動（入場料等（入場料、参加料、受講料その他これらに類する料金をいう。以下同じ。）を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者（センターを利用する者の住所（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地）が市外にあり、かつ、市内に居住し、通勤し、又は通学している者以外の者が当該利用する者の構成員の半数を超えているものをいう。以下同じ。）が行う場合を除く。）
- (2) 社会福祉に関する活動（入場料等を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者が行う場合を除く。）
- (3) 生涯にわたる学習活動（入場料等を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者が行う場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 使用料は、市長が定める期日までにこれを納付しなければならない。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金）

第12条 前条第1項各号に掲げる目的以外の目的に利用するため指定管理者が管理するセンターの利用の許可を受けたものは、別表第3に定めるところにより指定管理

者が管理するセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。

（教養講座）

第13条 センター（指定管理者が管理するセンターを除く。）が開設する教養講座の受講者は、受講料として1講座につき1学期 8,000円を納付しなければならない。

- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の受講料について準用する。

第14条 指定管理者が管理するセンターが開設する教養講座（第5条第4号に規定する自主事業として行うものを除く。）の受講者は、受講料として1講座につき1学期 8,000円を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の受講料について準用する。
- 3 既に支払われた受講料は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長の定める基準により、その全部又は一部を返還することができる。

（利用の許可の取消し等）

第15条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の停止を命じ、若しくは利用の条件を変更し、又は退館若しくは退室を命じ、若しくはその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 利用の申請に偽りがあったとき。
 - (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
 - (4) その他管理上支障があるとき。
- 2 前項の規定による利用の許可の取消し、利用の停止命令若しくは利用の条件の変更又は退館若しくは退室の命令若しくはその他必要な措置により、センターを利用する者に損害が生じても、市又は指定管理者は、その責めを負わない。

（賠償責任）

第16条 故意又は過失によりセンターの施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わなければならない。

（原状回復）

第17条 利用者は、センターの利用が終了したとき又は利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、同年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 センターの利用に係る許可等の手続については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例の規定の例により行うことができる。この場合において、第8条中「センター（指定管理者が管理するセンターを除く。）」とあるのは「センター」と、「市長の許可を、指定管理者が管理するセンターを利用しようとするものは指定管理者」とあるのは「市長」と、同条後段及び第9条第1項ただし書中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により施行日前に市長が行った指定管理者が管理するセンターに係る利用の許可又はこの条例の施行の際現に市長に対して行っている指定管理者が管理するセンターに係る利用の許可の申請は、指定管理者が行った指定管理者が管理するセンターに係る利用の許可又は指定管理者に対して行った指定管理者が管理するセンターに係る利用の許可の申請とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例を施行するために必要な準備行為については、市長が別に定める。

(長野市立公民館条例の一部改正)

- 5 長野市立公民館条例（昭和59年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
長野市立城山公民館	長野市大字長野東之門町2462番地
長野市立中部公民館	長野市大字鶴賀緑町1596番地13
長野市立芹田公民館	長野市若里二丁目8番18号
長野市立古牧公民館	長野市西和田一丁目12番1号
長野市立三輪公民館	長野市三輪四丁目15番1号
長野市立吉田公民館	長野市吉田三丁目22番41号
長野市立古里公民館	長野市大字金箱 635番地16
長野市立浅川公民館	長野市浅川東条 328番地1
長野市立大豆島公民館	長野市大字大豆島1054番地1
長野市立朝陽公民館	長野市大字北長池1640番地2
長野市立若槻公民館	長野市大字若槻東条 505番地1
長野市立安茂里公民館	長野市大字安茂里1777番地1

長野市立芋井公民館	長野市大字桜 600番地49
長野市立松代公民館	長野市松代町松代 4番地 3
長野市立若穂公民館	長野市若穂綿内7597番地
長野市立川中島町公民館	長野市川中島町今井1762番地 1
長野市立更北公民館	長野市青木島町大塚 880番地 5
長野市立七二会公民館	長野市七二会丁 151番地
長野市立信更公民館	長野市信更町氷ノ田3183番地 2
長野市立豊野公民館	長野市豊野町豊野 612番地 8
長野市立戸隠公民館	長野市戸隠栃原4789番地
長野市立鬼無里公民館	長野市鬼無里 207番地 4
長野市立大岡公民館	長野市大岡乙 252番地 1
長野市立信州新町公民館	長野市信州新町新町1000番地 1
長野市立中条公民館	長野市中条2383番地 1

別表第 2 中

長野市立篠ノ井公民館 東福寺分館	長野市篠ノ井東福寺1823番地 1
長野市立篠ノ井公民館 川柳分館	長野市篠ノ井石川1555番地
長野市立篠ノ井公民館 共和分館	長野市篠ノ井小松原2245番地
長野市立篠ノ井公民館 信里分館	長野市篠ノ井有旅3695番地
長野市立篠ノ井公民館 西寺尾分館	長野市篠ノ井杵淵 212番地 7
長野市立篠ノ井公民館 塩崎分館	長野市篠ノ井塩崎3377番地
長野市立松代公民館 松代分館	長野市松代町松代1360番地

を

長野市立松代公民館 松代分館	長野市松代町松代1360番地
----------------	----------------

に改める。

別表第 4 長野市立柳原公民館の項及び長野市立小田切公民館の項を削る。

(経過措置)

- 6 施行日前に前項の規定による改正前の長野市立公民館条例（以下「改正前の公民館条例」という。）別表第 1 に規定する長野市立柳原公民館、長野市立長沼公民館、長野市立小田切公民館又は長野市立篠ノ井公民館若しくは改正前の公民館条例別表第 2 に規定する長野市立篠ノ井公民館の分館（長野市立篠ノ井公民館中央分館を除く。）の施設等を故意又は過失により破損し、又は滅失した者でこの条例の施行の際現に当該施設等を原状に復し、又はその損害を賠償していないものに係る改正前の公民館条例第12条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 2 条関係）

名称	位置
長野市柳原交流センター	長野市大字小島 804番地 5
長野市長沼交流センター	長野市大字穂保 941番地
長野市小田切交流センター	長野市大字山田中2545番地

長野市篠ノ井交流センター	長野市篠ノ井御幣川 281番地 1
--------------	-------------------

別表第2（第2条関係）

名称	位置
長野市篠ノ井交流センター東福寺分館	長野市篠ノ井東福寺1823番地 1
長野市篠ノ井交流センター川柳分館	長野市篠ノ井石川1523番地 2
長野市篠ノ井交流センター共和分館	長野市篠ノ井小松原2245番地 1
長野市篠ノ井交流センター信里分館	長野市篠ノ井有旅3695番地
長野市篠ノ井交流センター西寺尾分館	長野市篠ノ井杵淵 212番地 7
長野市篠ノ井交流センター塩崎分館	長野市篠ノ井塩崎3377番地

別表第3（第11条、第12条関係）

区分		単位		使用料又は 利用料金
会議室（学習室・講義室）	30平方メートル未満	A	1時間	円 180
		B		540
		C		1,080
	30平方メートル以上 80平方メートル未満	A	1時間	240
		B		720
		C		1,440
	80平方メートル以上	A	1時間	290
		B		870
		C		1,740
和室	30平方メートル未満	A	1時間	210
		B		630
		C		1,260
	30平方メートル以上 80平方メートル未満	A	1時間	290
		B		870
		C		1,740
	80平方メートル以上	A	1時間	390
		B		1,170
		C		2,340
実習室（料理教室、 工作室等）	30平方メートル未満	A	1時間	360
		B		1,080
		C		2,160
	30平方メートル以上 80平方メートル未満	A	1時間	460
		B		1,380
		C		2,760
	80平方メートル以上	A	1時間	560

		B		1,680
		C		3,360
集会室（講堂・体育館）	200平方メートル未満	A	1時間	340
		B		1,020
		C		2,040
	200平方メートル以上 400平方メートル未満	A	1時間	440
		B		1,320
		C		2,640
	400平方メートル以上	A	1時間	530
		B		1,590
		C		3,180
設備	ピアノ		1台1時間	1,230
	拡声装置		一式1時間	500

備考

- 1 会議室（学習室・講義室）、和室、実習室（料理教室、工作室等）及び集会室（講堂・体育館）の利用形態は、次の区分によるものとする。
 - A 入場料等を徴収しないでセンターを利用する場合（B又はCに該当する場合を除く。）
 - B 入場料等を徴収し、又は営利を目的としてセンターを利用する場合（Cに該当する場合を除く。）
 - C 市民以外の者がセンターを利用する場合
- 2 冷暖房費は、実費を勘案して市長が定める額とする。